

秩父市との合併に関する「町民説明会」を開催します

平成20年6月19日に秩父市へ合併の申し入れを行い、その後、法定合併協議会の設置に向けて、秩父市との協議や県との連絡調整を行っております。

秩父市との合併についての経過や今後の取り組みなど、町民への情報提供を目的とした「町民説明会」を開催します。

問合せ 合併推進室

☎62-1230 内線260

■開催日時および会場

開催日	時間	会場
1月17日(土)	午後7時	自然休養村管理所
1月18日(日)		三沢農業集落センター
1月24日(土)		金沢萩神社社務所
1月25日(日)		総合センター
2月1日(日)		文化会館（3階A会議室）
2月8日(日)		わく・ワクセンター

※どこの会場でも参加できます。

「秩父合併協議会」（秩父市・吉田町・大滝村・荒川村が合併する際、設置した法定合併協議会）での協定項目の協議結果の一部を掲載します。地方税や使用料・手数料などの取扱いについて次のとおり調整されました。（合併期日：平成17年4月1日）

協定項目	調 整 内 容
地方税の取扱い	<p>1 個人市町村民税については、現行のとおりとする。</p> <p>2 法人市町村民税</p> <p>(1) 均等割の税率については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 法人税割の税率については、合併時に統一し、標準税率の100分の12.3とする。 ただし、資本等の合計額が1億円を超える法人等又は、資本等の合計額が1億円以下で国の「法人税額」が400万円を超える法人等においては、100分の14.7とする。</p> <p>3 固定資産税の税率については、現行のとおりとする。</p> <p>4 軽自動車税については、「専ら雪上を走行するもの2,400円」を含む内容で合併時に統一する。</p> <p>5 市町村たばこ税については、現行のとおりとする。</p> <p>6 入湯税の税率については、入湯客1人1日について150円とする。</p> <p>7 鉱産税の税率については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>8 都市計画税については、現行のとおりとする。</p>
使用料・手数料の取扱い	<p>1 4市町村で差異のない使用料及び手数料については、原則として現行のとおりとする。</p> <p>2 4市町村で差異のある使用料及び手数料については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則から、適正な料金の在り方等について調整する。</p>
国民健康保健事業の取扱い	<p>1 国民健康保険税の税率・限度額は、合併後5年以内を目途に新市の税率に調整する。 なお、納税者の急激な負担増加にならないように賦課方式の変更も含め調整する。</p> <p>2 出産育児一時金及び葬祭費については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>3 人間ドック助成及び特定年齢人間ドックについては、合併時に秩父市の例により統一する。</p>
児童福祉事業	<p>1 児童手当については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>2 児童扶養手当については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>3 出産褒賞金については、現行の制度を包括した新たな制度を合併時までに調整する。</p> <p>4 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>5 保育料については、国の保育所徴収金基準額表に統一する。ただし、金額については合併時までに調整する。</p> <p>6 民間保育園への委託事業については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>7 私立保育園運営費補助金については、合併時に秩父市の例により新市に引き継ぐ。</p> <p>8 家庭保育室については、合併時に秩父市の例により統一する。</p> <p>9 学童保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。保育料については、合併時までに秩父市の例により統一するものとする。</p> <p>10 養護学校放課後児童対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
水道事業	<p>1 水道料金については、合併時は現行のとおりとし、段階的に調整をして5年後に統一する。</p> <p>2 加入金については、合併時は現行のとおりとし、3年後に統一する。</p> <p>3 水道関係手数料については、合併時に統一する。</p>